

論文

主介護者としての嫁研究から考える 老親介護の問題と課題

——『恍惚の人』を読み直して——

塩田祥子[†]

要約：介護保険制度が導入され、老親介護を担う家族の負担は和らいだかといえ、そうではない。家族、特に家族の中での女性による老親介護の当然視は根強くある。本論は、老親の「嫁」による介護、その介護負担について記載された文献を考察する。「嫁」による老親介護は、近代家族の扶養意識の象徴ともいえる。近代家族が培ってきた家族負担を、「かつて」のままにせず、現代にも通じる老親介護の根源的問題として捉える。結果、①家族負担を前提とした社会的価値観が閉塞的な介護環境を作り続けている。②介護負担だけを取り上げ、それを和らげるサービスを用意しても、それはその場しのぎの策に過ぎない。③家族や女性に負担を強いる社会的価値観に向き合い、介護そのものが極めて人間的な営みであるという視点を培っていかねばならない。長寿化によって誰もが直面する介護において、開放的な環境を作り出すためにも、介護問題の根源的問題を見失ってはならない。

キーワード：嫁、老親介護、ジェンダー、社会的関心

目次

はじめに

1. 研究方法と倫理的配慮

1-1. 研究方法

1-2. 倫理的配慮

2. 研究結果 —文献のまとめ—

2-1. 文献のキーワードのまとめ

2-2. 高齢社会の中で自明視される家族介護

2-3. 家族介護の負担 —「嫁」による介護に焦点を当てて—

3. 文献内容に基づく考察

3-1. 「家族介護継続のための」サービス導入へ —「介護の社会化」に向けての展望—

3-2. 実子と嫁による介護の違い

3-3. 忘れられた「嫁」による介護 —嫁介護から教えられたこと—

おわりに

[†]同志社大学社会学部嘱託講師

*2024年7月3日受付、2024年7月4日掲載決定

はじめに

1972（昭和47）年に出版された有吉佐和子著『恍惚の人』は空前のベストセラーになった。本著は、嫁による老親の介護負担が切々と述べられ、当時、高度経済成長の名残に酔いしれる人々に、「老親介護」や「老い」についての現実を突きつけた。が、そこに、嫁が介護を担うことに疑問を投げかける文面はない。そのことを裏付けるように、出版された当時家父長制の名残の中で親と同居する実子（長男）が多く⁽¹⁾、家族内のケア役割は女性（その妻）が担うという暗黙のルールがあった。

出版から50年の時が流れ、この間、介護保険法が施行され介護の社会化が声高に謳われた。措置から契約に基づく契約形態の変化のもと、サービスの量は増えた。また、昨今は、性別役割分業に基づく女性による家事労働の当然視は、ジェンダーバイアスと批判を浴びるようになった。また、高齢者に関しては介護負担のみならず、孤独死、ゴミ屋敷、8050問題、ヤングケアラーの問題が紙面を割くようになった。その時々注目される社会的問題があり、その関心も多様化している。だが、我が国の性別役割分業に基づくジェンダー思想は、社会や人々の思想の芯に粘り強く染み付いているように思う。数値としては、嫁による介護は減少した。では、今、誰がその役割を担っているのか、そして、かつての介護者であった「嫁」の声は、社会に向けて問題を提起するに至ったのか。ジェンダーフリーの時代が到来すれば、その問題は薄らいでいくのか。実は、多様化された新しい問題達に関心を散らしているだけで、家族の誰かに介護負担を強いる社会構造は何も変わっていないのではないかと。高齢社会が到来した現代、まさしく老親介護は、誰もが経験する可能性がある。にもかかわらず、家族による介護、その負担についてしっかり向き合われていないまま放置された問題になってはいないかという懸念が強まる。

そこで、本研究では、長きにわたり老親の主介護者である「嫁」介護に焦点を当て、その研究、捉え方の変遷を追うことで介護の根源的問題を追っていく。そのことが、家族の誰かだけが犠牲になる介護ではなく、介護の社会化の道しるべとして、その手がかりを模索するものとする。

1. 研究方法と倫理的配慮

1-1. 研究方法

本論は文献研究である。これまでの高齢者介護における嫁による介護の負担の論述を読み直すことで、その時代ごとの介護における問題の捉え方、その変遷をみていく。そ

ここで、2022年9月、論文検索サイト CiNi Reseach にて「嫁」「介護」「老親」のキーワードで検索、1995年度以降に発表されたものを選択した。184件が該当となった。その中から、エッセイ、講演録は省き、研究論文、研究ノートを選択、学会誌等で1著者が連載しているものは1論文として数えた。また、取り上げた論文の中で参考資料として用いられている女性（特に嫁）による老親介護に関連する文献も加えた。その結果、32文献を研究対象とした。

1995年以降の文献に限定した理由は、老親の嫁による介護の当然視の中では、介護が家族の中での問題であり、社会全体の問題として捉えきれないと判断したためである。そのため、社会的に女性、特に血縁関係のない嫁に介護役割の当然視に疑問が投げかけられていること、介護を進める中でサービス導入が念頭にあること、介護の社会化を目指した介護保険法施行が見据えられていることを条件とした。また、1994年はゴールドプランが発表され、介護保険施行の足音が聞こえだした年であり、それを踏まえての翌年（1995年）からの文献を対象とした。

1-2. 倫理的配慮

文献引用の際には、出所を明確にする、執筆者の意図に反しないようにする、筆者の意見と執筆者の意見を峻別する、引用箇所の明示を適切に行うこととした。

2. 研究結果 —文献のまとめ—

2-1. 文献のキーワードのまとめ

文献に記載されているキーワードをまとめたものが表1⁽²⁾である。論文検索の際、キーワードとして使用した「嫁」「介護」「老親」を除くと、「家族」が15（表1内 No.1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 21, 24, 26, 30, 32）と一番多く、「介護負担」が5（No.2, 7, 10, 14, 16）、「認知症」が2（No.25, 31）、「性役割」「ジェンダー」は2（No.11, 23）、「社会規範」は2（No.8, 21）であった。また、論文すべてが在宅での介護を前提としており、嫁による介護負担を「介護者と被介護者」の属性や関係性を通して示すもの（No.2, 3, 6, 7, 24, 27, 32）、介護を安定的に行うために介護者の動機づけ、介護継続の条件に焦点をあてたもの（No.3, 13, 17, 20, 21, 22）、介護労働に関する無償性、女性による負担を示したもの（No.29, 30）が確認できた。また、嫁によるサービス利用の決定権は弱いことを示唆するものもあった。

なかでも特筆すべきは、介護保険法施行後、サービス導入はあくまでも家族介護の補助的存在であり、家族内介護はゆるぎないものとして捉えることができた。これは、本論が、「嫁」による介護を前提とした文献を研究対象としているため、当然の結果とも

いえるが、いずれも家族の誰かが嫁に代わり主介護者になろうとする記載はなかった。

表1 文献タイトル・キーワードまとめ

NO.	発行年	論文タイトル	キーワード
1	1995	痴呆老人の家族介護に関する研究－娘および嫁介護者の人生における介護経験の意味－	
2	1996	在宅要介護高齢者の介護者における家族・身内とのかかわりと介護負担感との関連	在宅要介護高齢者, 介護者, 家族・身内とのかかわり・介護負担感
3	1997	在宅介護者の介護動機の構造－統柄との関連に焦点をあてて－	介護動機, 家族関係, 在宅ケア, 高齢者介護
4	1999	在宅痴呆性老人家族介護者の価値変容過程	痴呆性老人家族介護者, ホームヘルプサービス, 価値, 相互作用過程, 回顧的質問
5	2000	妻や嫁による痴呆性高齢者の介護特性	
6	2000	特別養護老人ホーム入所申請に至る間の介護者の思いとサービス利用－介護者統柄別にみた特徴－	在宅要介護高齢者, サービス利用, 家族関係, 介護経過
7	2000	特別養護老人ホーム入所待機者家族の統柄と介護負担感に関する研究	介護負担感, 嫁, 配偶者, 公的サービス, 特別養護老人ホーム入所申請
8	2000	在宅介護を引き受けた主介護者の社会的役割規範が介護役割に及ぼす影響－3世代同居家族の娘および嫁介護者に焦点をあてて－	在宅介護, 役割, 社会規範, 介護者, 家族
9	2000	在宅痴呆性高齢者の介護と『嫁』の苦悩に関する一考察	
10	2001	同居中の親の介護を引き受ける嫁の心理を探る－6事例の嫁へのインタビューを分析して－	老人看護, 介護負担, 嫁, 家族看護, 介護受容過程
11	2002	性役割意識が介護サービス利用に及ぼす影響	性役割, 性役割意識, サービスニーズ, 介護サービス, 介護者
12	2002	痴呆性高齢者を介護する家族介護の特性－妻と嫁の立場より－	
13	2002	高齢者の家族における介護の肯定的認識と生活の質(QOL), 生きがい感および介護継続意思との関連: 統柄別の検討	高齢者, 家族介護者, 肯定的認識, 生活の質(QOL), 介護の継続
14	2002	痴呆性老人を介護する嫁の介護負担感と認識段階との関連	痴呆性老人, 嫁介護者, 介護負担, 認識段階
15	2003	在宅要介護高齢者に対する介護者の虐待と対人距離	要介護高齢者, 介護者, 虐待, 対人距離
16	2003	介護負担感をもつ主介護者の『介護に対する見方』に関する研究	介護に対する見方, 主介護者, 介護負担感
17	2003	在宅介護を行う嫁の主観的負担感と成就感	嫁, 主観的負担感, 成就感, 在宅介護
18	2003	嫁による痴呆性高齢者の在宅介護状況と支援	
19	2004	在宅高齢者の介護をになう女性介護者の『介護の意味付け』の構成概念と規定要因の検討	要介護高齢者, 女性介護者, 介護の意味付けの型, 介護の意味付けの関与の要因

20	2004	在宅介護を継続している介護者（嫁）の主観的負担感と成就感	
21	2004	嫁介護者の語りからみた社会規範意識と介護継続の条件	在宅介護者，社会規範，語り，家族介護者
22	2004	高齢者の在宅介護者における介護継続理由と介護による学び	在宅介護者，高齢者，介護継続理由，介護から得たもの
23	2004	高齢者ケアを担う性－女性によるケアの価値を高めるために－	高齢者ケア，ジェンダー，同性介護，ケアの価値，ケアの倫理
24	2008	家族介護者の続柄別にみた介護に対する意識の特徴	介護に対する意識，続柄，家族介護者，在宅ケア
25	2008	認知症高齢者を介護する嫁の介護意識の変容	意識の変容，在宅看護，介護する嫁，認知症，在宅での介護
26	2009	それぞれの介護模様	家族介護者，介護者の属性，ステレオタイプ，介護生活への適応
27	2009	在宅における高齢者介護の問題（4）－息子夫婦，特に嫁と姑の確執が継続した事例－	
28	2010	高齢者と同居している嫁が考える在宅介護が困難な理由	山間農村地域，在宅介護，困難，嫁
29	2012	『嫁労働』『社会の嫁』からのケア労働の転換を『主婦労働』の影が福祉を損なう：『無償』『献身性』が抑え込む良質のケア	
30	2013	家族介護における「嫁」：その無償性と相続問題	介護嫁，無償労働，相続
31	2014	高齢者を認知症専門外来への受診につなげた嫁の葛藤－二人の嫁の体験から－	認知症専門外来，認知症診断，嫁，半構成的面接
32	2016	要介護者の性別および家族介護者の続柄別に見る在宅介護の認知評価，対処方略および生活への影響の相違	家族介護，要介護者の性，介護者の続柄，認知評価，対処方略，介護による生活への影響

そこで次章では，家族による介護，嫁による介護，それぞれの負担とその軽減のための方策を意識しながら，時代状況を鑑み，文献内容をまとめていく。

2-2. 高齢社会の中で自明視される家族介護

結城等は，社会施策としてゴールドプラン，新ゴールドプラン等において社会資源の数的目標は示され，在宅での介護を推奨しているようにみえるが，「人員確保や施設面の基盤も充分ではなく，家族の介護力を見込んだ支援体制となっている」（結城 1996: 43 頁）と指摘，また，天田は，介護保険法が制定し，ゴールドプラン 21 が発表された年，介護者－被介護者の二者関係の閉塞を記し，「『家族のため』という言説のもとに介護せざるをえない」（天田 1999: 60 頁）現状を危惧している。そして，介護保険制度が施行された 2000 年以降も，「社会的サポートを受けていても介護の軽減までには至らない」（山口 2000: 18 頁），「在宅療養を支える社会資源は，質，量ともに十分とは言い難

く、在宅療養は主たる介護者である家族に依存しなければならない現状である」(小野等 2003: 50 頁)と記されている。また、家族の介護を十分に緩和できない社会資源の量や質が十分でない現状を憂うというよりは、家族による介護をいかに円滑に進めていくために社会資源の充実が必要かという思考が蔓延しているように捉えられる。例えば、「長期化する介護を家族が乗り切っていくためには、精神的介護負担が緩和できる各種のサービスの充実が今後の課題」(藤田等 2002: 22 頁)、「在宅介護を行うには介護者の存在は不可欠であり、介護者が介護そのものに否定的であったり負担を強く感じるようでは、在宅ケアはうまく機能しない」(高原 2004: 141 頁)(傍点, 筆者記載)という記載は、あくまでも家族による介護が前提であり、そのために家族の負担軽減としての介護資源の充実と捉えることもできる。そもそも、介護保険法は、「家族による介護から社会による介護へ」というスローガンで導入されたはずである。しかし、岩田等が指摘するように「行政側ではカバーできない側面における家族介護者への要求はむしろ増大したという報告もある」(岩田等 2016: 179 頁)ように介護の社会化は、家族で介護をする前提で、その家族が長く介護ができるように一部介護サービスを提供できるようになったと捉えた方がより現実的である。

2-3. 家族介護の負担 —「嫁」による介護に焦点を当てて—

①嫁の心理的葛藤, ストレス

それぞれの文献において介護負担に関する調査が行われている。結城等(1996)は、介護者が認知する「家族・身内とのかかわり」を構成する「家族・身内のサポート」, 「家族・身内との不一致」をポジティブサポート, ネガティブサポートとし、この2側面から介護負担感の関連を検討している。その結果、ポジティブ側面としての「家族・身内とのかかわり」と介護者-被介護者との続柄別の「介護負担感」の有意差は見られず、ネガティブ側面としての「家族・身内との不一致」において嫁介護者が最も高く、配偶者や実子よりも介護にまつわる人間関係において「嫁」が心理的葛藤を受けやすいことが示された。また、山口(2000)による被介護者の「妻」と「嫁」のインタビュー調査によれば、痴呆性高齢者(文献当時のまま記載)の症状として「妄想」「幻視・幻覚」「興奮・大声」「攻撃的・乱暴」等の精神症状の訴えは、続柄別でみると「嫁」からの訴えが多くみられた。特に物とられ妄想において罪をきせられており、それが妄想だと理解はしていても、生活の中でストレスとして高まっていた。また、配偶者が介護者である場合は、被介護者と同じく高齢である場合が多く、腰痛等の身体的不調がみられるが、「嫁」の場合、ストレス性の疾患がみられ、常にイライラした状態という記載がある。また、自分の時間がない、外出できない、仕事を辞めたといった語りも見られ、現役世代ならではの訴えがある。

また、長谷川等（2000: 90 頁）の調査からは、家族関係の問題は「嫁に多い特徴」があり、同居外の配偶者の血縁者との関係性による負担が挙げられている。これらはまさに、「嫁」に特化した心理的負担とみられる。ただ、山本等（2002: 667 頁）の調査からは、「嫁」による介護に関する認識は、生活の一部にすぎず、介護以外の家族との関係やその他の生活場面の充実とそれらに関する認識が心理的側面に大きな要素となっていた。介護をする人として負担を捉えるのではなく、生活主体者としてその人を見る重要性を感じる。

②介護の決定権と嫁という立場

嫁介護の場合、夫や親族同意がなければサービスを活用することは難しく、実子に促されてサービス導入をしている配偶者（特に妻）介護とは明確に違いがあった。これは、石垣等（2000）の特養入所申請における介護者の思いを聞き取っている調査からも同じようなことがいえる。嫁・配偶者、実子が同時に介護をしていると感じ始めたとなると、介護破綻を表明するまでの期間は嫁が最も長い。また、特養申請にかかる意思決定は、「嫁」以外の「別の人間」にある。藤田等（2002）の調査では、嫁介護者は、家族内での立場上サービス利用の決定権を持たないことを示唆し、必要なサービスがあったとしても、家族内調整や、サービス利用による効果を家族全員が認めるだけの十分な説明が必要であることがわかった。また、2003年に発表された藤田の文献では「介護の大変さについて高齢者の血縁関係にある者に、代弁してほしいというような『介護に対する見方（主介護者の介護に対する考え方、捉え方）』である。介護者は高齢者との血の繋がりがないために、介護についての意見がはっきり言えない。自分には越えられない義理の壁がある」と述べている（藤田 2003: 61-65 頁）（（ ）内は筆者が付記）。

以上のことから、たとえ疲弊していたとしても、嫁による介護の場合、それが即、施設入所やサービス導入への要望にはつながらず、介護破綻表明までの期間を長引かせることにつながっている。嫁が我慢強いのではなく、要望を言語化しづらい状況があることがわかる。

③夫の存在と介護負担の関連

嫁介護においては、具体的に手助けを求めるというよりは、「癒し労う…介護する大変さの理解を表現する言葉」（石垣 2000: 122 頁）が負担感軽減に役立っている。山口等（2002: 273 頁）の調査でも、「夫からの承認や協力は何よりも介護者の支え」となっており、夫婦関係を強化させるものとなっていることがわかる。しかし、石垣等の調査では、夫やその親族の介護の協力不足が不満として挙げられている。それは、一見相反する結果に見えるが、夫に関しては、手を貸すこと以上に妻への労いが「ある」か「なし」かが嫁（夫の妻）の介護負担に大きく影響していた。夫の存在とは、直接介護を手伝ってくれる人ではなく、介護を応援してくれる人、介護をしている自分を認めてくれ

る人と捉えられる。また、嫁にとって被介護者は実親ではない分、実子である夫からの労いは大きく心理面を左右していた。以上のことから、嫁は、「義理の親」というよりは「夫の親」の面倒をみている意識が高いことがわかる。

④嫁による介護経験の価値意識

介護を続けていくためには、介護負担軽減に重きを置きがちだが、山本は、「単なる『介護負担』としてのみ介護経験を把握しようとする立場」に疑問を投げかけている。それは、介護者もまた生活を送る主体者であり、「人々の生活においては介護のみが独立して経験されるのではなく、むしろ介護は他のさまざまな生活経験と同時に起こっていると捉える」ことの方が自然である。続けて、「介護者は、与えられた文化の中でのそれまでの生活史の上に新たな介護経験をするのである。さらには、現在の介護経験はその後の介護者の人生や生活に強い影響を与える」と述べている（山本 1995: 180-184 頁）。

また、渡辺は、介護経験における肯定的感情を自覚する大切さを述べている。渡辺の 2003 年の調査（2003: 70 頁）からは、「嫁が長期間の介護を継続できている事実から、介護は単に負担感だけではなく、ある種の成就感を感じている」と示し、その成就感の自覚が、介護を続ける動機につながり、2004 年の調査（渡辺 2003: 70-72 頁）では、介護経験を通して「介護方法を学ぶことができた」ことや、「自分の介護を行う姿を子ども達によい影響を与えている」といったプラスの報酬として捉える観点を提示している。さらに、2008 年の調査では、介護者の「人生設計を変化せざるを得ない」介護者の本音が紹介されており、「依然として介護が日本人女性にとって逃れることの出来ない社会規範の中で行われている」と記している。さらには、これまでの姑、舅との関係性が介護によって変化を起こしている。そして、嫁が自分の人生の中に介護を受け入れていく過程が踏めた時、介護を継続するエネルギーにもつながっていた（渡辺 2008: 84 頁）。さらに、研等は、家族状況によって介護の問題の現れた方は違い、例えば、姑と嫁との間に確執があり、それが継続されていけば、行き届かない介護や介護放棄につながるケースを紹介している（研等 2008: 398 頁）（塩田 2002）。それらから、介護だけの負担や満足に焦点を当てるのではなく、過去から現在に至る「介護者－被介護者の関係性」、その変化、それを取り巻く人間関係等の多面的な視点が必要となる。

⑤嫁介護を後押しする社会の意識

櫻井等の調査では、嫁側が介護を担う意識、介護者としての嫁の存在を完全に否定できない意識を内在しているとする（櫻井 2014: 82 頁）。それは、介護保険法施行後、10 年以上経過し、3 度目の改正を終えた時期でもある。そして、その意識は、公的な専門職の存在によって後押しされていく。さらに、渡辺の調査では、「自分を客観的にみて冷静に方向性を示してくれる信頼できる専門職から公に認められた権利を利用すること

を奨められることで介護者としての嫁の権利を社会的に認められたことを確信し、精神的安定を確保することによって介護の継続を自分自身に納得させている」(渡辺 2008: 83 頁)と示唆している。それは、サービス導入の決定権が嫁になかった時代から、ケアマネジャーとのやりとりが増え、介護者である嫁本人の負担を専門職が理解してくれたことは、社会に認められたことにつながり、契約制度の中での専門職の存在意義の大きさがわかる。そして、専門職に自らの介護の大変さ、頑張りをわかってもらうことが、介護意欲の向上につながっている。

⑥アセスメントの重要性

家族アセスメントの重要性は多くの文献で指摘されている。それは、たとえアセスメントと表記されていないまでも、介護者の周囲に誰がいるか、介護者はどのような状況に置かれているかといった介護者とその環境面に視点を向けることの大切さが記載されている。結城等は、介護期間が長いか短いかという客観的指標だけではなく、「対象となる家族が自分たちの家族や身内のかかわりや介護状況をどのように捉えているかを把握する」(結城等 1996: 52) ことを指摘、また、佐伯等は、「介護者の立場」(佐伯等 1997: 29 頁) に立った援助展開の必要性を説いている。そのことによって介護者である嫁の負担を多面的に捉えることができる。しかし、嫁を主軸に考えると、嫁が介護者であることの当然視にもつながる。

また、例えば、介護負担があるからデイサービスやショートステイを活用してレスパイトしてもらおうという単純なものではなく、被介護者の興味、関心に即した内容でなければ介護側の満足にはつながらない。そのため、被介護者への支援と介護者の負担軽減とバランスよく情報収集すること、被介護者、介護者双方の視点に立つ援助が求められる。

3. 文献内容に基づく考察

3-1. 「家族介護継続のための」サービス導入へ —「介護の社会化」に向けての展望—

かつて上野は、近代家族の特徴として、男性に嫁ぐ女性の形態に象徴される家制度、家父長制を述べ、家事役割を担う女性の誕生を示している(上野 1994: 245-248 頁)。その近代家族としての女性の役割が、老親の長寿化に伴う介護役割につながり、嫁が介護を担う当然視につながった(渡辺 2008: 76 頁)。その後、高齢社会の到来を機に介護の社会化が声高に言われるようになった。牧里は、介護の社会化は、「その介護を家族にのみ過重に依存するのではなく、家族外体系の社会資源を積極的に活用しながら、家族と社会の間での共同的介護もしくは協同的介護が行われるプロセス及び取り組みを言う」と記している。そのために、「介護意識の社会化」「介護行動の社会化」「介護環境

の社会化」に区分しこれらの各レベルの社会化が統合的に達成されて初めて完成すると述べている（図1参照，牧里1992:197頁）。

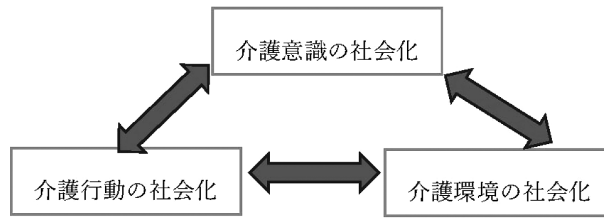


図1 「介護の社会化」：各レベルの社会化が統合的に達成される。
牧里（1992:197頁）をもとに，筆者が作成。

介護保険法が施行し，サービスが導入されることで，介護者家族の介護負担が軽減されるはずであった。実際，軽減された介護者も多いであろう。確かに，文献では，年代とともにサービス導入の記載が増えた。しかし，特に老親の介護が家族の枠を超えて社会化されたのか，また，高齢化に伴い，介護保険サービスを使用する者の数が増えたことが，介護行動の社会化と言えるのか，実際，どれほど家族が背負い込みすぎない環境が存在するのか，文献に触れる中で疑問のまま終わった。そして，「家族介護の当然視」，「ジェンダーバイアス（女性による家事労働の当然視）」が介護の社会化を阻む一端を担っていることがわかった。その結果，家族の中で表明化しやすい介護負担部分を補うためのサービス導入があるように思う。それは，サービスの存在は，介護保険法施行以降も，家族が自分たちの力で介護継続するための一助となっており，それが公的に存在し，使いやすい分，家族の頑張りをさらに強いる圧になっていないかと危惧する。

さらに，牧里は，「本来ヒューマンであるはずの介護が歪められ，忌み嫌われ，重い負担と受け止められてしまっているのが事実」と述べ，介護行為を後回しにした効率優先の，強者優先の生活習慣について憂いを述べている。本来，介護において「サービスを利用するか，しないかの二者択一を迫るのではなく，サービスを利用しながら家族も介護することが介護の社会化の本来の目的である。そもそも介護は，それが私的なものであれ，社会的なものであれ，ヒューマンなとりくみであって，優れて人間的な営みであるはず」，そして，「介護されることがプラスに評価されなければ，介護意識の社会化はその前提を失うこととなる」（牧里1992:201-204頁）と述べている。石井は牧里のこの指摘を引用し「介護の社会化の本質を鋭く突いている」と評している（石井2012:74頁）。

総じて，介護を続けていく中で，プラスの動機づけ，介護経験のプラス評価を記す文献はあったが，介護そのものが優れて人間的な営みとを感じる記載はなかった。そのためにもサービス導入のためだけの情報収集ではなく，介護者，被介護者その関係性を含めた客観的，専門的なアセスメントが求められる。そして，アセスメントの際は，専門職

が介護者や被介護者として出会うだけでなく、それぞれが生活主体者として出会っている。その積み重ねが、介護をより人間的な営みにしていくと考える。

3-2. 実子と嫁による介護の違い

当然、嫁は老親と血縁関係はない。そのことを示すように、嫁は、「親」の介護ではなく、「夫の親」の介護を担っている意識が強く、また、嫁によるサービス導入の決定権は弱かった。あるいは、実子に許可を得てのサービス導入であり、嫁ならではの気苦労がある。しかし、その気苦労を支えるように、夫の労いは大きかった。何かを具体的にしてもらおうというよりも、夫が介護負担を認めてくれているという事実が、嫁の介護負担感を軽減させている結果は、家族の絆とも捉えられるが、嫁が頑張っただけという考えが、美談にすりかえられているとも捉えられる。また、専門職の存在も介護の動機づけにはつながっていたが、その頑張りを強いる存在ともいえる。嫁による介護を記した論文を読んでいえることは、精神的負担を軽減するためのインフォーマルな存在や一時的に介護負担を取り除いてくれるフォーマルサービスの存在はあるが、その人に代わる主介護者の存在がないということであった。主介護者は誰か、それが、家族の中での誰か、本研究では嫁であり、主の頑張りを後押しする家族意識、社会意識があった。であるならば、専門職が関わった際、嫁からの情報は、それが本音による気持ちの吐露なのか、自ら名乗り出た主としての役割なのか、家族の関係性はいかなるものかをアセスメントしていく、さらには、専門職自体が嫁による介護をどのように捉えているのか、自らの当然視を疑問視することから介護の社会化はスタートするように思う³⁾。

また、今回の文献は、在宅介護をしている事例ばかりであったが、施設に入所したからといって介護負担がゼロになるということはない。施設職員とのやり取り、ケアプランの確認、緊急時の対応等、親の命ある限り続く役割といえる。文献の中で、特養への入所のためらいが述べられていたが、その後の介護負担まで、親族がどこまで意識しているのか、また、それが離れた場所に住んでいる親族ならば施設に預けた時点が介護の終着点のように捉えられ、介護者を気に掛ける度合いは一気に低下するようにも思える。在宅であろうと、施設で介護を受けているのであろうとその状況に応じた負担感があり、それは、今後の検討課題としたい。

3-3. 忘れられた「嫁」による介護 —嫁介護から教えられたこと—

『恍惚の人』はベストセラーとなり、その後、映画化されている。認知症高齢者を介護する家族の実態を描くと同時に、舅を介護する嫁の「愛」が宣伝文句として謳われた。そこには家族で介護をすること、ケア労働の担い手は女性であること、家族が介護を全うすることそのものを疑問視する描写はなく、むしろ家族愛に基づくケア労働の美

化が描かれていた⁽⁴⁾。当時の社会的価値観の反映である。だが、著者である有吉佐和子は、家族愛を主張したいがために、介護の苦しさを描いたのであろうか。文中、舅は、庭を便所と思い毎夜そこで用を足し続ける。その事実を主介護者である妻（嫁＝主人公）は、夫（舅の実子、長男）には伏せていた。また、遺骨すら食べてしまう舅の食に対する執拗さ、それに付き合う主人公の家事の手際よさは、当時の性別役割を見事に描写している。そして、子どもが親の面倒を見て当たり前とする価値観が、その家族、特に嫁を追い詰めていく。主人公は、仕事を持ち、家族外にも人間関係網があり、自分から様々な人に相談し、社会資源を活用していた。それがもし、自分から発信できない人、状況ならば、その介護者、家族をさらに追い詰めることになったであろうことは容易く想像できる。

そして、今や嫁による介護は割合が低くなり⁽⁵⁾、あまり問題として声高に言われなくなった。文献検索でも嫁をタイトルにした論文は、2010年以降減っている。ただ、今なお、家族が頑張らざるを得ない状況、主介護者の大半は女性である状況は続いている。数値的に、嫁による介護が娘や妻に移っていったならば、その役割ごとに負担も違う。しかし、家族内における女性の介護役割の当然視は今なお続いている。一方、高齢者虐待の被虐待者は男性が多い。それは、女性による介護は安心で、男性による介護は危ないという短絡的な極論で片づくものではない。さらに昨今、孤独死、ゴミ屋敷問題、8050問題やヤングケアラーの問題が取り上げられ、社会的関心が広がっている。しかし、どのような問題が表出しても、『恍惚の人』が描いた高齢者介護における家族負担の当然視、それを後押しする社会構造と十分に向き合っていないければ、形や名前を変えて問題として表出するだけで、根源的問題解決には至らない。制度、サービスが整えられたとしても、その時々問題が「かたちを変えながらこれからも引き続き起こっていく」（藤井 2022: 133 頁）にすぎないのである。

介護保険法施行は、単にサービスを提供するために作られたものではない。そしてそのことが即、介護の社会化を示すものでもない。介護される側もする側も報われる介護の社会化にベクトルが向くように一人ひとりの介護状況を捉えていき、開放的な環境の中での介護が実現することが求められる。新たに出てきたかに見える問題に、社会的関心を散らしてはならない。元来、社会福祉は、「名前を必要としない福祉⁽⁶⁾」である。これまで介護を担ってきた者の声を、介護負担の対象となった老親たちの声を尊ぶことを忘れてはならない。

おわりに

2023年春、映画『ロスト・ケア』が上映された。認知症を患い、人格崩壊が起きた

親の介護に疲労困憊する娘や息子の姿が描かれ、その介護者たちを救うために担当ホームヘルパーが利用者を殺めていくストーリーである。ヘルパーは裁判で、この殺人は正義であると主張している。『恍惚の人』と『ロスト・ケア』、両作品の共通項は、認知症高齢者が荒廃していく姿を描いていること、主介護者が疲労困憊していること、家族が主介護者であること、そして、介護を受けることそのものがマイナスとして評価されていることである。

さて、老いは不安の象徴なのか⁽⁷⁾。老いという生物学的に自然な成長が否定されれば、生きている誰もが自分の未来を不安視する。そして、長寿化に伴い、老いと介護は切り離せない。老いや介護を否定する社会状況が続くならば、それらの問題はこういった命名になるのか、直面しているにもかかわらず社会的問題として薄れゆく、あるいは、見ないでおこうとする問題がここにある。近代家族がもたらした家族、嫁による介護、その声一つひとつを再度大切にすることで、かつての問題を今の問題にしていかなければならない。

最後に、本論は、嫁を通しての介護負担であったが、被介護者との属性、関係性によって負担感は違う。それは、本論の限界であり、今後の課題としたい。

注

- (1) 昭和53年の厚生白書では、昭和48年老人実態調査を使い、65歳以上の老人の約74.2%は子どもと同居していると示している。さらに、同居は「別居の場合に比して、家族機能に即してみれば大きな利点をもっている」とし、老親が元気なうちは、子ども夫婦にとっては育児の手伝いが期待でき、老親が身体機能が衰える時期は子ども世帯による老親介護が期待できると記している。
- (2) 文献によっては、「痴呆症」といった今では用いられない表記があるが、本論では発表された時点での表記をそのまま活用することとする。
- (3) 空閑は、日本文化における『個』『自己』の概念を考察し、周りの関係性の中で気遣う文化を示している。日本人は、自己決定すら、関係性の中での決定と提示している(空閑1999)。それが良い悪いではなく、そういう文化の中で表明する「声」がどういった意味を持つのか、アセスメントの際に留意する必要があることを示唆する。それは、家族の介護、また、血縁でない親の介護ならなおさらのことであり、どれほどの気遣い、遠慮があるのかは専門職の感性を持って捉えていきたいところである。
- (4) 42年前の小説・有吉佐和子『恍惚の人』が予見した今の福祉問題 | NEWS ポストセブン (news-postseven.com) 2023年4月4日閲覧
- (5) 令和4年高齢者白書によると、男性による介護が35%、女性による介護が65%となっている。要介護者等から見た介護者の続柄は、配偶者が23.8%、子が20.7%、子の配偶者7.5%、父母0.6%、その他の親族1.7%となっている。2 健康・福祉 | 令和4年版高齢社会白書(全体版) - 内閣府 (cao.go.jp) (2024年2月19日閲覧)
なお、高齢者白書が発表された平成8年以降の発表では、「平成7年度人口動態社会経済面調査」を用い、配偶者36.6%、子が25.6%、長男の妻が27.6%となっている。表6-4-1 高齢者の主な介護者 (cao.go.jp) (2024年5月16日閲覧)
- (6) 後藤玲子(2019: 57頁)は、「社会福祉はいまここで困難を抱える人、困窮している人を援ける制度的仕組みである。…(略)…自分たちにとって特別大切な人を、自分たちが援ける、それがより自然な心情や関係性に基づく『名前のある福祉』である」とすると、社会福祉は『名前を必要としない福祉』である」と記している。

- (7) 昭和 50 年版の厚生白書では、第 3 章老人の福祉の概説で、「老齡は不可避であり、何人にとっても、いつの時代でも『問題』となり得る」と記されている。それから約 50 年、老齡による問題が、問題としてあり続けていることに問題意識を覚える。

参考文献

- ・天田城介（1999）「在宅痴呆性老人家族介護者の価値変容過程」『老年社会科学』21（1）。
- ・有吉佐和子（1982）『恍惚の人』新潮社。
- ・新鞍真理子・荒木晴美・炭谷靖子（2008）「家族介護者の統柄別にみた介護に対する意識の特徴」『老年社会科学』第 30 卷第 3 号。
- ・石井久美子（2012）「『介護の社会化論』の研究」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第 18 号。
- ・石垣和子・長谷川喜代美・松村幸子・斎藤一路女・大中敬子・式守晴子（2000）「特別養護老人ホーム入所申請に至る間の介護者の思いとサービス利用－介護者統柄別にみた特徴－」『老年看護学』Vol.5 No.1
- ・岩田昇・堀口和子（2016）「要介護者の性別および家族介護者の統柄別に見る在宅介護の認知評価、対処方略および生活への影響の相違」『日本公衆衛生誌』第 63 卷第 4 号。
- ・上野千鶴子（1994）『近代家族の成立と終焉』岩波書店。
- ・大城トモ子・國吉和子（2009）「それぞれの介護模様」『地域研究』第 5 号。
- ・小野ミツ・小西美智子（2003）「在宅要介護高齢者に対する介護者の虐待と対人距離」『日本地域看護学会誌』Vol.6, No.1.
- ・春日キスヨ（2001）『介護問題の社会学』岩波書店。
- ・春日キスヨ（2010）『変わる家族と介護』講談社。
- ・岸恵美子（2002）「性役割意識が介護サービス利用に及ぼす影響」『日本女性心身医学雑誌』Vol.7, No.2.
- ・木立るり子（2004）「嫁介護者の語りからみた社会規範意識と介護継続の条件」『日本看護研究学会雑誌』Vol.27 No.1.
- ・空閑浩人（1999）「日本人の文化とソーシャルワーカー受け身的な対人関係における『主体性』の把握－」『社会福祉学』Vol.40-1, 日本社会福祉学会。
- ・研攻一・板倉久美子（2009）「在宅における高齢者介護の問題（4）－息子夫婦、特に嫁と姑の確執が継続した事例－」『羽陽学園短期大学紀要』第 8 卷第 3 号。
- ・厚生省編（1976）『昭和 50 年版厚生白書』。
- ・厚生省編（1978）『昭和 53 年版厚生白書』。
- ・後藤玲子（2019）「第 3 章 福祉の思想と哲学」社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 4 現代社会と福祉 第 4 版』中央法規出版。
- ・佐伯和子・深沢華子・加藤欣子・庄田順子（1997）「在宅介護者の介護動機の構造－統柄との関連に焦点をあてて－」『札幌医療大学保健医療学部紀要』1 卷。
- ・櫻井清美・杉原喜代美（2014）「高齢者を認知症専門外来への受診につなげた嫁の葛藤－二人の嫁の体験から－」
- ・佐々木陽子（2013）「家族介護における「嫁」：その無償性と相続問題」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』
- ・塩田祥子（2000）「在宅痴呆性高齢者の介護と『嫁』の苦悩に関する一考察」『皇學館大学社会福祉論集』第 2 号。
- ・鈴木規子・谷口幸一・浅川達人（2004）「在宅高齢者の介護をになう女性介護者の『介護の意味づけ』の構成概念と規定要因の検討」『老年社会科学』Vol.26 No.1.
- ・高原万友美・兵藤好美（2004）「高齢者の在宅介護者における介護継続理由と介護による学び」『岡山大学医学部保健学科紀要』14.
- ・竹信三重子（2012）「『嫁労働』『社会の嫁』からのケア労働の転換を『主婦労働』の影が福祉を損なう：『無償』『献身性』が抑え込む良質のケア」『Posse』第 16 号。
- ・谷本千亜紀・奥山則子（2000）「在宅介護を引き受けた主介護者の社会的役割規範が介護役割に及ぼす影

- 響-3 世代同居家族の娘および嫁介護者に焦点をあてて-」日本看護協会看護教育・研究センター学会部編『地域看護』31 巻.
- ・永田千鶴 (2004) 「高齢者ケアを担う性-女性によるケアの価値を高めるために-」『老年看護学』Vol.8 No.2.
 - ・長谷川喜代美・石垣和子・松村幸子・斎藤一路女 (2000) 「特別養護老人ホーム入所待機者家族の統柄と介護負担感に関する研究」『家族看護学研究』Vol.5 No.2.
 - ・葉真中顕 (2012) 『ロスト・ケア』光文社.
 - ・平川香苗子・飯島厚子・成澤正子 (2010) 「高齢者と同居している嫁が考える在宅介護が困難な理由」日本看護協会看護教育・研究センター学会部編『地域看護』41 巻.
 - ・藤井渉 (2022) 『ソーシャルワーカーのための反『優生学講座』』現代書館.
 - ・藤田恵美子・浅沼佐紀・藤原佐和子・岡本玲子・中山貴美子・塩見美沙・岩本里織 (2002) 「痴呆性老人を介護する嫁の介護負担感と認識段階の関連」『神戸大学医学部保健学科紀要』18.
 - ・藤田冬子 (2003) 「介護負担感をもつ主介護者の『介護に対する見方』に関する研究」『老年看護学』Vol.8 No.1.
 - ・牧里毎治 (1992) 「地域問題から見た家族福祉」野々山久也編著『家族福祉の視点-多様化するライフスタイルを生きる-』ミネルヴァ書房.
 - ・結城美智子・飯田澄美子 (1996) 「在宅要介護高齢者の介護者における家族・身内とのかかわりと介護負担感との関連」『老年看護学』Vol.1 No.1.
 - ・山口豊子 (2000) 「妻や嫁による痴呆性高齢者の介護特性」
 - ・山口豊子・筒井裕子 (2002) 「痴呆性高齢者を介護する家族介護の特性-妻と嫁の立場より-」『日本介護研究学会雑誌』Vol.25 No.3.
 - ・山口豊子・山崎イチ子 (2003) 「嫁による痴呆性高齢者の在宅介護状況と支援」花園大学社会福祉学部編『花園大学社会福祉学部研究紀要』11 巻.
 - ・山本寿美子・足立育子・藤原ゆかり・広田真由美・井元かおり・足立雅子・梅垣順子・竹崎久美子 (2001) 「同居中の親の介護を引き受ける嫁の心理を探る-6 事例の嫁へのインタビューを分析して-」日本看護協会看護教育・研究センター学会部編『老人看護』32 巻.
 - ・山本則子 (1995) 「痴呆老人の家族介護に関する研究-娘および嫁介護者の人生における介護経験の意味-」『看護研究』Vol.28 No.3.
 - ・山本則子・石垣和子・国吉緑・河原宣子・長谷川喜代美・林邦彦・杉下知子 (2002) 「高齢者の家族における介護の肯定的認識と生活の質 (QOL)、生きがい感および介護継続意思との関連:統柄別の検討」『日本公衆誌』第 49 巻第 7 号.
 - ・渡辺千枝子 (2003) 「在宅介護を行う嫁の主観的負担感と成就感」日本看護協会看護教育・研究センター学会部編『日本看護学会論文集』34.
 - ・渡辺千枝子 (2004) 「在宅介護を継続している介護者 (嫁) の主観的負担感と成就感」『松本短期大学紀要』
 - ・渡辺千枝子 (2008) 「認知症高齢者を介護する嫁の介護意識の変容」『日本看護研究学会雑誌』Vol.31 No.4.

Issues and Challenges of Caring for Elderly Parents
Based on a Study of Daughters-in-law as Primary Caregivers:
Re-examining *The Twilight Years*

Shoko Shiota

The introduction of the long-term care insurance system has not eased the burden on families responsible for the care of elderly parents. There is a deep-rooted tendency that the care of elderly parents should be taken by family members, especially women in the family. This paper examines the literature describing the care of elderly parents by their daughters-in-law and the burden associated with this care. The care of elderly parents by daughters-in-law is a symbol of the modern family's attitude of filial responsibility. The idea of caring for elderly parents as a family burden that has been developed by the modern family should be considered not a thing "of the past," but a fundamental problem that is still relevant today. The result revealed that: (1) Social values based on the idea of caregiving as a family burden continue to create a closed environment in caregiving; (2) Simply addressing the burden of caregiving and providing services to alleviate it is only a stopgap measure; (3) There is a need to confront the social values that place a burden on families and women and cultivate the perspective that caregiving itself is a deeply human activity. To create an open environment in caregiving—a concerning issue for all of us as a result of increasing longevity—we must not lose sight of the root problems of caregiving.

Key words: Daughters-in-law, Care of elderly parents, Gender, Social concern